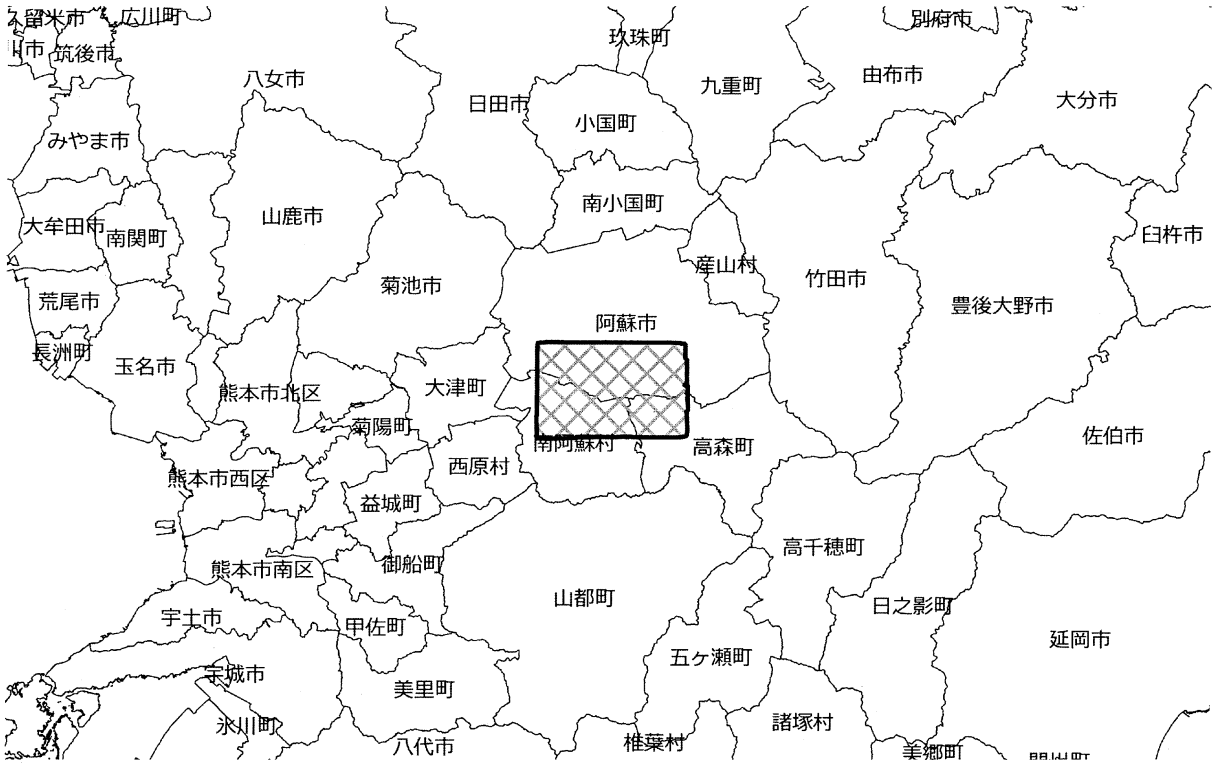
阿蘇地区



破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５５２号

岡山市南区福富中１丁目６－３　サーパス福富1005、住民票上の住所岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍7320番地

債務者　廣田　紳

1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　財津　唯行

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５３号

広島県東広島市西条町寺家1845番地１　プラネット寺家D104号

債務者　小杉　幸司

1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐々木　覚

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午後２時

5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８４７号

福岡市中央区大宮２丁目３番23―701号

債務者　オリーブに恋してこと　長久　卓司

1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　井手上治隆

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後２時

5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８４８号

福岡市中央区大宮２丁目３番23―701号

債務者　長久　沙織

1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　井手上治隆

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後２時

5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５６号

福岡市早良区早良６丁目11番30号

債務者　原野　幸雄

1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　守田　尚弘

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午前10時

5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０１２号

福岡市博多区千代３丁目６番２－813号、前住所福岡市博多区竹下２丁目４番26―707号

債務者　ＥＯＬこと　内藤　健太

1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　平岩みゆき

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０２１号

福岡県古賀市日吉２丁目10番１－110号

債務者　土井　愼二

1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岡本　成史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午前11時

5　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９３９号

福岡県朝倉市中原145番地

債務者　坂部　滉子

1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　増永　弘

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで

福岡地方裁判所第４民事部